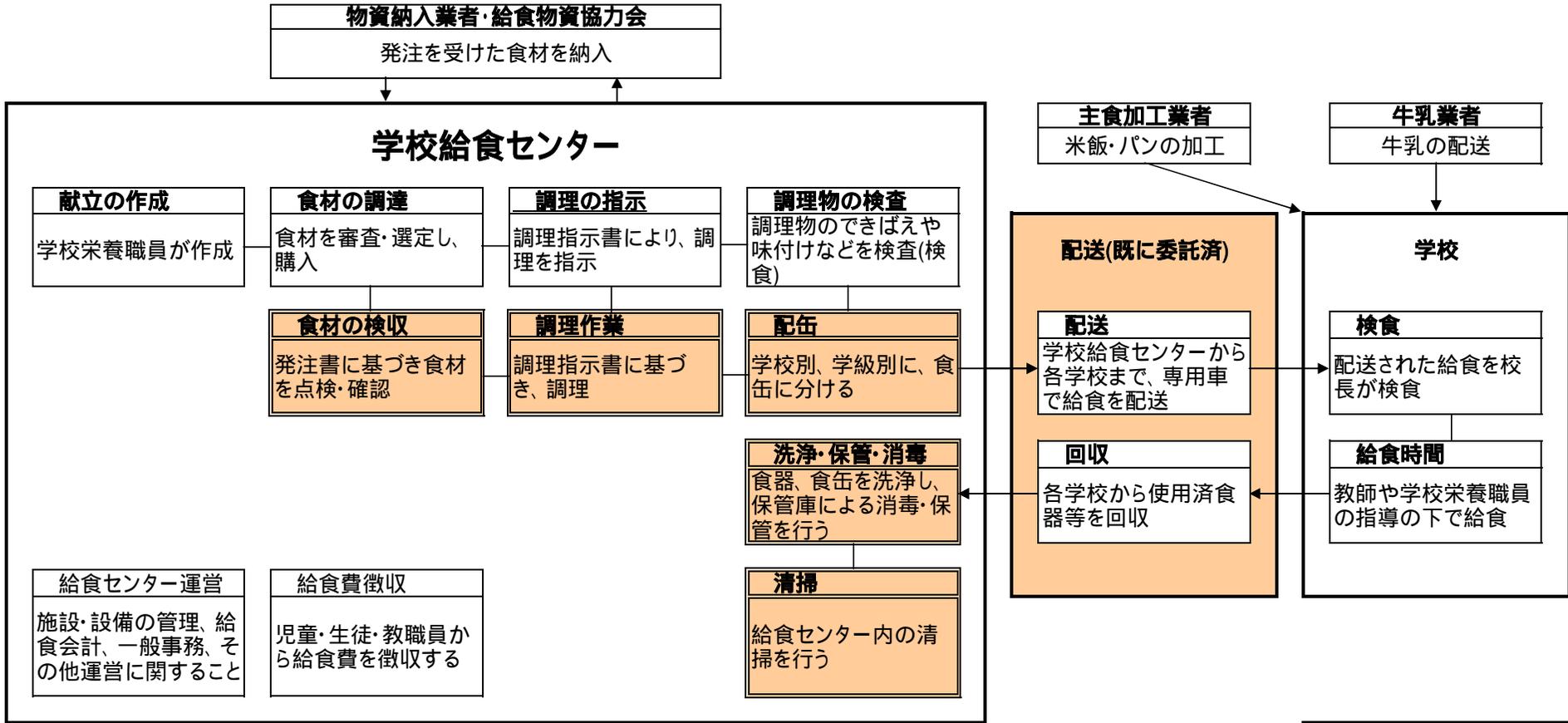


他市町学校給食センター民間委託フロー

資料1



文部科学省通知「学校給食業務の運営の合理化について」に民間委託する場合においても、「献立の作成は、設置者が直接責任をもつて実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと。」と明記されている。

そのため、献立作成に付随した、食材の調達、調理の指示は委託しない。



資料2

学校給食センター民間委託実施済町の聞き取り結果

	A町(B給食センター)	D町	備考
委託に取り組むきっかけ	効率的な給食施設運営を図るため、民間活力の活用を強く打ち出したこと	完全給食の提供を開始するにあたり、衛生管理の充実と安定的な給食の提供をはかるため、人材確保を目的として民間委託した(完全給食の実施が委託年度スタートであった)	
現在の食数	約700食	385食	A町の給食センターは、北条又は大栄と同規模
委託額	17,700千円/年	33,000千円/年	・センターの光熱水費は対象外 ・洗剤他の消耗品費を含む ・委託費は、必要人員および経費を積み上げ、15%上乘せ
委託内容	調理、運搬、清掃	同じ	A町はD町を参考としているため、業務内容に変わりはない
配置人員	現場責任者(栄養士)1、調理員5、運転手兼調理員2	同じ	
メリット	人件費削減効果、労務管理不要	人員確保がすすみ、給食の安定供給を図ることができた	各自治体により委託に取り組んだきっかけが違うので、メリットも異なる
デメリット	特になし	同じ	給食の質が低下するようなことはない
委託開始時期	H19.4～ 3年契約	H9.4～ 1年更新	
地産地消	県費栄養士が献立を作成し、発注するため、地産地消に影響なし	同じ	最近の取り組みにより、かなり上昇している
経費削減効果	すべて正職員と仮定して約40,000千円 来年度Cセンターを委託するが、その効果は15,000千円	経費削減効果を求めて委託していないため不明	A町も臨時職員がいたが、その状態での費用削減効果は検証していない

人件費の削減効果は、A町でも臨時職員がいる状態での費用削減効果は検証していない。

センターを委託した場合の調理員の人員は、現場実態をみながら決めるということなので、委託前後で違いは生じない。

現場を統括する委託業者の現地責任者分も委託費で負担することとなるため、その経費負担分が実質増となる。

この財政的な負担が、E町なりF町なりが調理部門の民間委託を検討しながら踏みとどまった理由となっています。